

地方消費税の清算基準の概要

平成29年4月25日

地方消費税の概要

項目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	現行	63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%
	平成31年10月～	78分の22(消費税率換算 2.2%) 10%
	<軽減税率対象>	78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%
6. 税 収	49,742億円(平成27年度決算額) ※平成29年度地方財政計画額: 45,993億円	
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間で清算	
	指 標	
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	
	③「人口(国勢調査)」	
	④「従業者数(経済センサス基礎調査)」	
9.	交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付
	交 付 基 準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 税率78分の22(消費税率換算2.2%)への引上げ時期については、平成27年10月から平成29年4月、更に 平成31年10月へと延期されている	

地方消費税創設までの経緯

昭和52年度～

一般消費税構想

「今後の税制のあり方についての答申」(政府税制調査会、昭和52年10月)(抄)

このように所得税及び個人住民税の負担増加を求めることに限界があるとすれば、今後一般的な税負担の増加を求める方策としては、最終的には、広く一般的に消費支出に負担を求める新税を導入することを考えざるを得ないと判断される。

(略)一般消費税の導入について、今後さらに具体的な検討を積極的に進めることが必要であり、政府としてもその導入について国民に十分な理解を求めるため格段の努力を払うべき段階に至っていると考える。

「昭和54年度の税制改正に関する答申(一般消費税大綱)」(政府税制調査会、昭和53年12月)(抄)

新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税(道府県税、仮称)とする。

地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税(国税)の税額とする。

昭和54年10月 衆議院議員選挙

昭和61年度～

売上税構想

「昭和62年度の税制改正に関する答申」(政府税制調査会、昭和61年12月)(抄)

新しいタイプの間接税として具体的にどのような類型を採用することが適切かについては、幅広い観点から検討した結果、抜本答申でとりあげられた三類型のうち産業経済に中立的で制度として最も優れている日本型付加価値税を基礎とし、我が国の取引慣行等になじむよう工夫した簡素な前段階税額控除方式(税額票による)を採用した売上税を導入し、昭和63年1月1日から実施することが適当であると考えます。

(略)売上税への吸収の結果生ずる地方間接税の減収を含め、税制改革における個人所得課税等の減税による地方税及び地方交付税の減収を補てんするため、売上税の収入額の一定割合を人口等一定の基準により都道府県及び市町村に対し譲与するとともに、売上税を地方交付税の対象税目とすることが適当である。

昭和62年5月 税制改革法案 廃案

昭和63年度～

消費税・消費譲与税の導入(平成元年4月施行)

「税制改革についての中間答申」(政府税制調査会、昭和63年4月)(抄)

個別間接税の課税品目の拡大や単段階課税の導入にはそれぞれ問題があるとの結論に至り、結局、望ましい間接税のあり方としては、多段階課税、即ち、事業者による財貨の販売やサービスの提供の各段階の売上げに対して課税を行い、各事業者がその税額を財貨・サービスの価格に上乗せすることとし、最終的には消費者に負担を求めるという方式が適当であると考えたところである。

(略)新消費税の導入に当たっては、(略)当調査会の答申の経緯等を踏まえ、その一部を地方財源として配分することが適当であるとする意見があった。しかし、新消費税の一部を地方の間接税とすることについては、制度の簡素化の要請、納税者等の事務負担の問題等があるので適当ではないとする意見が多かった。したがって、新消費税の地方団体への配分は、他の方法によって行うことが適当である。

昭和63年12月 税制改革関連法案 成立

平成5年度～

地方消費税の導入(平成9年4月施行)

「今後の税制のあり方についての答申」(政府税制調査会、平成5年11月)(抄)

地方消費税を含めた地方税源の問題は、(略)今後、消費税のあり方の見直しと平行し、検討を加えることが必要であると考えられる。

「地方税源問題についての検討結果」(政府税制調査会地方税財源問題ワーキング・グループ、平成6年5月)(抄)

地方消費税については、課税標準等を国と同一とするとともに、分割事業者については、本店所在の都道府県に一括申告納付することを認めるなどの簡素化により、納税義務者の事務負担の軽減を図る。また、従来課題とされた国境税調整の精算のためのシステムを構築し、技術的問題点の解決を図る。

「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」(自民党、日本社会党、新党さきがけ、平成6年6月)(抄)

現行消費税の改廃を含む総合的改革案を提示し、国民の理解を得て、今年中に関連法案を成立させるよう努力する。併せて、地方自治体の自主税財源を新たに確保し、福祉充実の政策を推進する。

内閣官房長官、大蔵大臣、自治大臣合意(平成6年9月)(抄)

- ・地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図ることとし、現行の消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める「地方消費税」(仮称)を道府県税として創設する。
- ・地方消費税の賦課徴収は納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国が消費税と併せて行う。
- ・都道府県はその税収を消費に関連する一定の基準により、都道府県間で清算する。

「税制改革大綱」(自由民主党、日本社会党、新党さきがけ、平成6年9月)(抄)

- ・国の消費税の税率3%を4%に引き上げる。
- ・地方税源の充実のため、地方消費税を創設し、国の消費税額の25%(消費税1%相当)とする。
- ・都道府県は、地方消費税の消費課税としての性格にかんがみ、消費に関連した基準により都道府県間において清算を行う。

平成6年11月 税制改革関連法案 成立

平成12年7月
税制調査会

5. 地方消費税

(1) 創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

(2) 制度の概要

地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、消費税の納税義務者をその納税義務者とし、消費税額を課税標準とする税です。

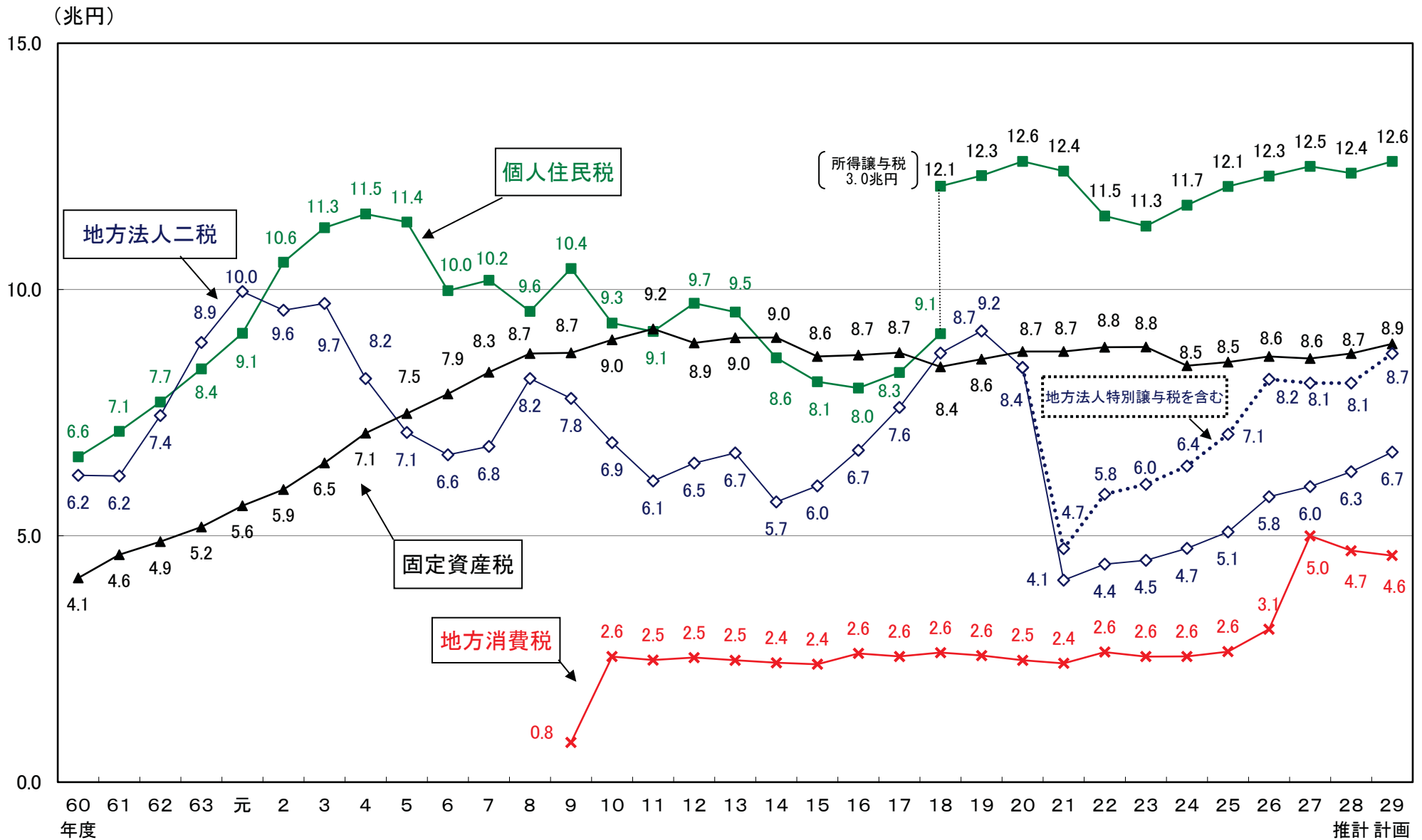
(中略)

地方消費税については、消費税のような多段階累積排除型の間接税を各都道府県の消費課税として仕組む場合には最終消費地と税収の帰属を一致させる必要があることから、そのための仕組みとして、一旦地方消費税として各都道府県に納付された税収について、各都道府県間において消費に相当する額に応じて清算を行うこととされています。

(中略)

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

主要税目（地方税）の税収の推移

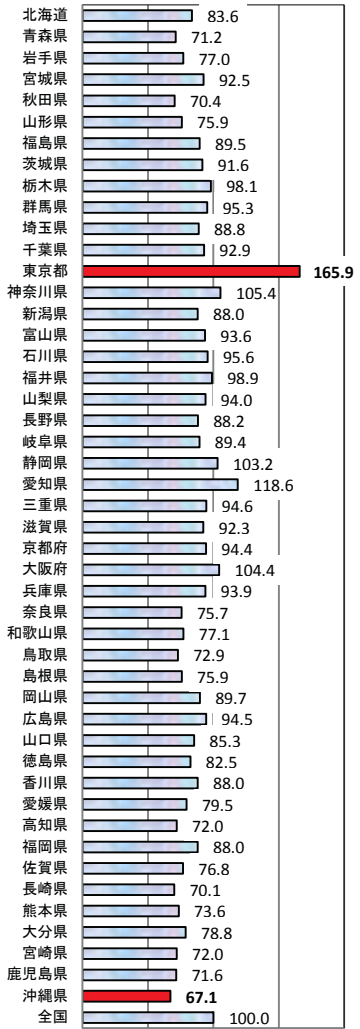


(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2 平成27年度までは決算額、28年度は推計額 (H28.12時点)、29年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 2.0兆円)

人口一人当たりの税収額の指数(平成27年度決算額)

地方税計

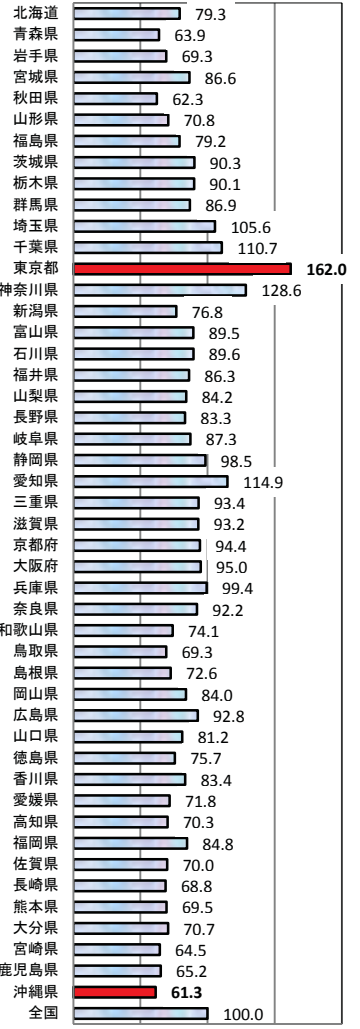
最大／最小: 2.5倍



38.3兆円

個人住民税

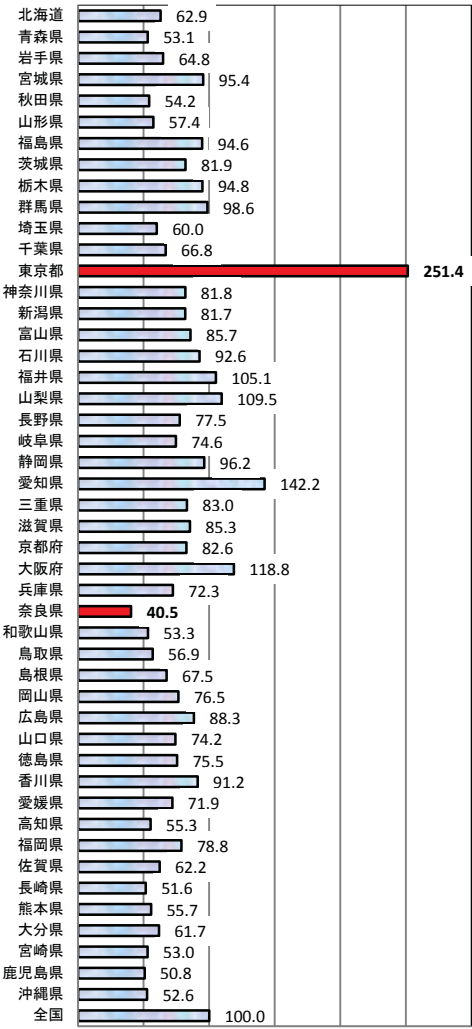
最大／最小: 2.6倍



12.0兆円

地方法人二税

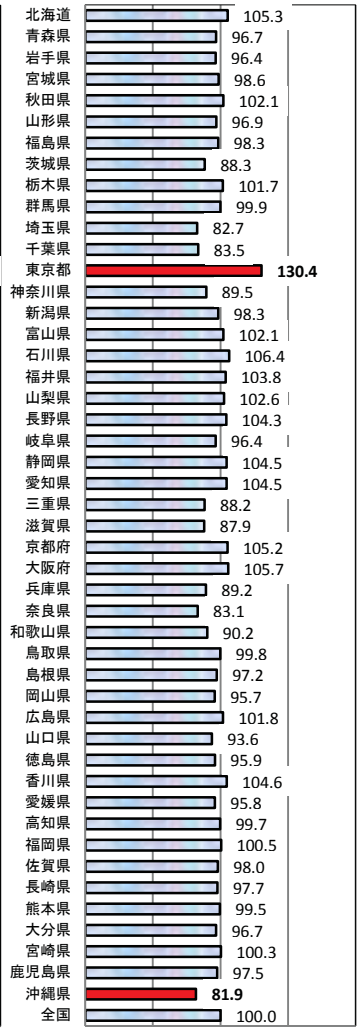
最大／最小: 6.2倍



6.0兆円

地方消費税(清算後)

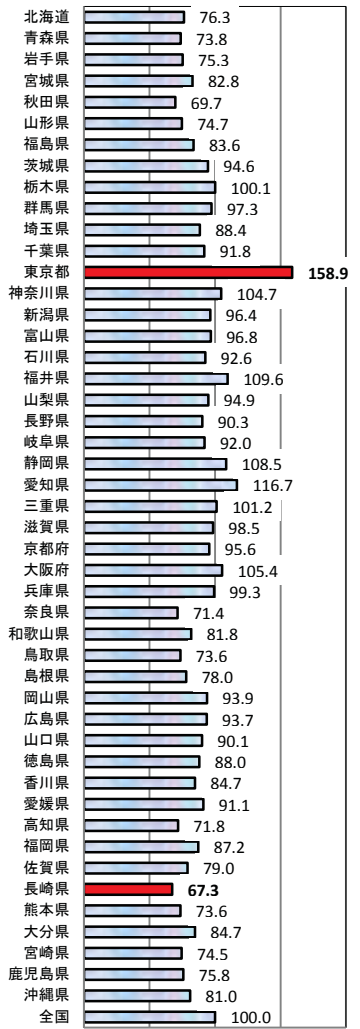
最大／最小: 1.6倍



5.0兆円

固定資産税

最大／最小: 2.4倍



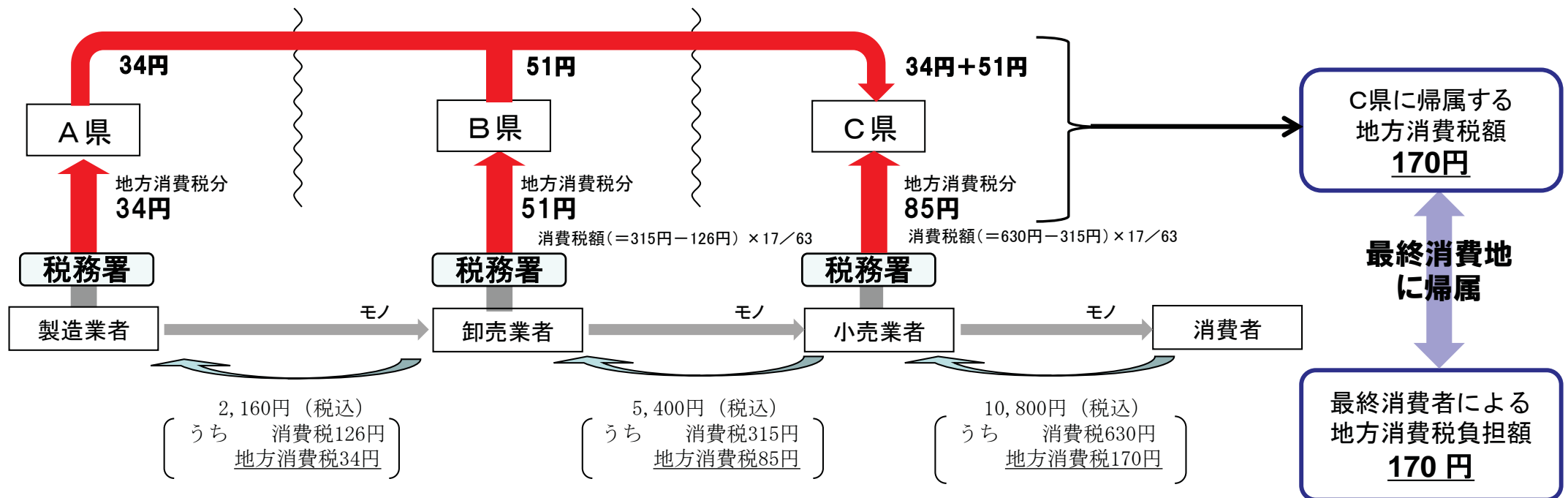
8.7兆円

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

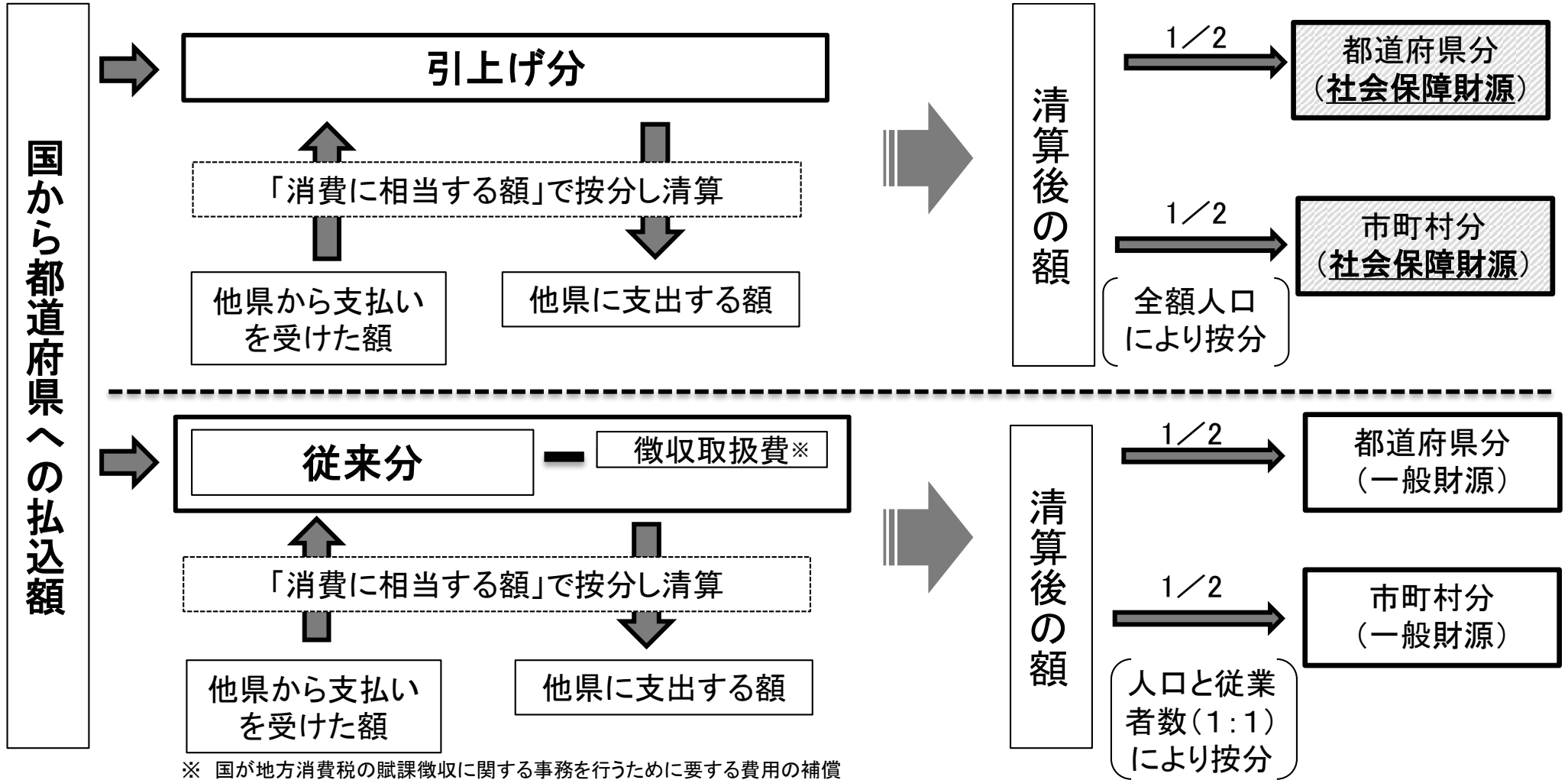
消費税(国・地方)の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算

- 消費税・地方消費税の最終負担者は消費者であり、税金は「最終消費地」(下記C県)に帰属すべき(仕向地原則)。
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署(国)に、消費税と地方消費税を一括して申告納付。
 また、その上で税務署(国)から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる(納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託)ため、「最終消費地」(下記C県)と「税金が一旦帰属する都道府県」(下記A県・B県)との不一致が生じる。
- 地方消費税の清算は、最終消費地と税金の最終的な帰属地(ともに下記C県)とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税金を、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて「清算」しているもの。

【清算のイメージ】



地方消費税率引上げ(社会保障財源化)に伴う対応



(注1) 「引上げ分」とは、社会保障・税一体改革によって引上げられた地方消費税を指す。

(注2) 「従来分」とは、引上げ前から存在する地方消費税(1%分)を指す。

【参考】地方税法 (市町村についても第2項に同様の規定あり)

(地方消費税の用途)
 第72条の116 道府県は、(略)【地方消費税の引き上げ分】を、消費税法第一条第二項に規定する経費【制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費】その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。(略))に要する経費に充てるものとする。

消費税(国・地方)	5%段階	8%段階	10%段階
地方消費税 (消費税率換算※)	1%	1.7%	2.2%
うち引上げ分	-	0.7%	1.2%
うち従来分	1%	1%	1%

※軽減税率適用時を除く。